


2023年5月29日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘殿

株式会社オーネット
社長室 部長 折原昭男 
東京都中央区晴海 1-8-12
電話 050-1790-8777

回答書

弊社宛に送付いただきました「2023年3月27日付け ネットとうほく 2020（検）第4号-7」「申入書（3）」につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. 通達（令和5年4月21日付け「特定商取引に関する法律等の施行について」）は、その「第4章（特定継続的役務提供）関係」「10 法第49条関係」（2）において、「役務提供と純粋に比例的に生じる狭義の役務の対価のほかに、役務提供の開始時に発生するもの等についても、「提供された…役務の対価」といえる合理的な範囲でこれに含めることができる（入学金・入会金等の名目の金銭についても、既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が、これに含まれ得る。）」としております。そこで、当社の入会金3万3000円も「提供された役務の対価に相当する合理的な範囲」に含まれる必要があると考えられます。

しかしながら、①結婚相手紹介サービスについては、役務提供開始前に中途解約された場合の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」（特定商取引法49条2項1号ロ、同法施行令16条）が3万円とされていること、②この額は、結婚相手紹介サービスが、そのサービスの性質上、一般的に他の特定継続的役務よりも契約手続や登録事務等にかかるコストが大きいと考えられたために、他の特定継続的役務と比較して高額に設定されたこと、③当社の契約手続や登録事務等は、顧客との対面による説明をしながら行うもので、特に簡素化されていないこと等に照らし、当社の入会金3万3000円が「提供された役務の対価に相当する合理的な範囲」を超えているとは到底考えられません。

2. なお、WEB版「特定商取引法に関する法律・解説（令和4年6月1日時点版）」

329頁は、入会金のような初期費用は「契約締結時の書面において「精算に関する事項」としてその内容が明らかにされており、かつ、中途解約の場合には請求することができる旨明示しておくことが望ましい。」としております。

この点、当社の入会契約書では、その第15条（契約者による入会契約の中途解約）第3項において、「本条第1項に基づく中途解約があった場合、当社は、契約者に対し、当該中途解約に伴い、第18条第1項に規定する清算金額を超える額の金銭の支払いを請求することはできないものとします。」と規定した上で、第18条（入会契約終了後の料金の請求又は返還）第1項(2)において、入会契約終了日が登録日以降である場合（中途解約が役務提供開始後である場合）につき、入会金が「清算金額」に含まれることを明示しております。

このように当社は、「特定商取引法に関する法律・解説」において「望ましい。」とされている措置を実践しております。

3. さらに、貴法人ご指摘の、消費者庁の「特定商取引法ガイド」のうち特定継続的役務提供Q&Aでは、初期費用を精算時に顧客に請求するためには「初期費用の具体的な内容」が事前に明示されるべき旨が記載されておりますが、この点についても、当社の入会契約書では、その第2条（定義）において、入会金は「入会契約の締結及びサークルへの入会の登録事務等に係る初期費用並びにこれに対する消費税」と明記しております。

4. 以上のとおりであり、当社の入会契約書において、役務提供開始後の中途解約の場合の清算金額に入会金3万3000円を含めていることは、何ら特定商取引法49条2項1号に違反しません。

貴法人は、入会金を清算金額に含めるには「充当される費用の内容・明細が明示されること」が必要と主張されていることから、入会金の内訳ないし算定根拠のようなものの明示が必要と解釈されているものと見受けられます。

しかしながら、そのようなことが特定商取引法上求められていないことは、上記1ないし3で指摘した通達、行政解釈及びQ&Aの内容からも明らかです。

そもそも入会金の内訳ないし算定根拠を示すなどということは、「役務提供と純粋に比例的に生じる狭義の役務の対価」（例えば月会費）の内訳ないし算定根拠を示すことが困難であるのと同様、事業者に無理を強いるものであり、およそ事業というものに対する無理解を前提とする解釈といわざるを得ません。

5. よって、貴法人の申入れは受け入れることができませんので、その旨ご回答いたします。

以上